

## 安全データシート(SDS)

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称: ボン・アクリルフィラー

種類: 合成樹脂エマルション系下地調整塗材

会社名: ボンフロン株式会社

住所: 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目9番地

担当部門: CSR室 江澤 孝行

電話番号: 03-5217-5104

FAX番号: 03-5217-5105

緊急連絡電話番号: 03-5217-5104

整理番号: 2050410213113

使用上の制限: 推奨用途以外への使用は推奨しない。

用途: 建築用、その他

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類:

健康に対する有害性: 情報なし

環境に対する有害性: 情報なし

GHSラベル要素: 情報なし

絵表示シンボル: なし

注意喚起語: なし

危険有害性情報: 情報なし

注意書き: 情報なし

### 3. 組成及び成分情報

化学物質/混合物の区分: 混合物

化学名または一般名: 情報なし

化学特性(化学式等): 情報なし

毒物及び劇物取締法: 該当せず

成分:

成分名	CAS.No.	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
二酸化チタン	13463-67-7	1未満	○	-	-
メタノール	67-56-1	0.2	○	-	-
鉱油	-	1未満	-	-	-
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタジ オールモノイソブチレート	25265-77-4	1~10	○	-	-

補足説明:

- 成分情報/安衛法通知物質(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)にて記載されている記号の内容は以下の通りとなります。

○: 既存

R9: R9年4月1日以降(施行予定)

営業上の秘密に該当する物質については範囲での表示をしております。

### 4. 応急措置

吸入した場合:

- 蒸気を大量に吸い込んだ場合、直ちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 呼吸が不規則か止まっている場合は人工呼吸を行う。おう吐物は飲み込ませないようにすること。  
直ちに医師の診断を受けること。必要に応じ酸素吸入を行うこと。
- 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合:

- 付着物を布にて素早く拭き取ること。

- ・衣服を着用している部分に付着した場合、着用品を脱ぎ、水や石鹼にて洗浄すること。
- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪いときには、医師の診断をうけること。

眼に入った場合:

- ・直ちに、大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・まぶたの裏側まで完全に洗うこと。
- ・すぐに痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので、出来るだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合:

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
- ・おう吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

---

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤:水、炭酸ガス、泡、粉末消火剤、乾燥砂

使ってはならない消火剤:情報なし

特有の消火方法:

- ・周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

消火活動を行う者の特別な保護具と予防措置:

- ・消火作業の際には、適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。

---

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- ・作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・周辺を立ち入り禁止にし、関係者以外を近づけないようにして、二次災害を防止する。

環境に対する注意事項:

- ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処理すること。

封じ込め及び浄化の方法/機材:

- ・流出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土などで流出を防ぐ。水での洗浄なども、河川等への排出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策:

- ・取扱い場所は関係者以外、立ち入り禁止とする。
- ・換気の良い場所で取扱い、風上にて作業する。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業する。

安全取扱注意事項:

- ・缶の取手は手下げ用であり、ロープ等で吊り下げる事はしないこと。

接触回避:

- ・皮膚、粘膜、着衣に触れたり、目に入らないよう、又、吸入しないように、適切な保護具を着用する。

衛生対策:

- ・取扱い後は、洗顔、手洗い及びうがいを充分に行うこと。
- ・この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。

保管:

安全な保管条件:

- ・直射日光を避け、換気の良い場所に一定の管理の出来る場所を定め、施錠して保管する。
- ・本品は業者専用品(業務用)であり、部外者や子供が出入りしない場所に保管する。
- ・凍結の恐れのある場所での保管はしないこと。
- ・雨のかかる場所や湿気の多い所での保管は避けること。缶が腐食すると内容物が漏れ出すことがある。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、濃度基準値、許容濃度:

化学物質	管理濃度		濃度基準		日本産業衛生学会		ACGIH	
	ppm	mg/m <sup>3</sup>	8時間	短時間	ppm	mg/m <sup>3</sup>	ppm	mg/m <sup>3</sup>
二酸化チタン						10		
メタノール	200				200			
鉱油					300			

設備対策:

- ・ 屋内作業の場合には、作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が蒸気などのばく露を避けられるような設備にすること。

保護具:

呼吸用保護具:

- ・ 状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。
- ・ 高濃度の化学物質を取り扱う場合は、送気マスクの装着を検討する。
- ・ 作業者がガスや蒸気にばく露される場合は呼吸用保護具(有機ガス用防毒マスク等)の着用を検討する。
- ・ 防毒マスクの選択については、以下の点に留意する。
  - －酸素濃度が18%未満の場所では使用しない。
  - －作業者が粉じんにはく露される環境で防毒マスクを使用する場合には、防じん機能を有する防毒マスクを使用する。
  - －防毒マスクは、登録式検定機関が行う型式検定に合格した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。その際、取扱説明書等に記載されているデータを参考にする。

手の保護具:

- ・ 作業者が皮膚腐食性/刺激性等、皮膚に影響を与える物質または皮膚から吸収されて健康障害を起こす可能性のある化学物質にはく露される場合は、保護手袋を着用する。
- ・ 不浸透性の保護手袋の着用を検討する。
- ・ 保護手袋の選択については、以下の点に留意する。
  - －取扱説明書に記載されている耐透過性クラス等を参考として、作業に対して余裕のある使用時間を設定し、その時間の範囲内で保護手袋を使用する。

眼、顔面の保護具:

- ・ 取扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護具:

- ・ 取扱う場所には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

特別な注意事項:

- ・ 情報なし

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 常温にて液状
色	: ラベル参照
臭い	: 僅かにアンモニア臭
融点/凝固点	: 情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 100.0 [°C]
可燃性	: 情報なし
爆発下限界および爆発上限界/可燃限界	: 情報なし
引火点	: なし
自然発火点	: 情報なし
分解温度	: 情報なし
pH	: 8.0~10.0
動粘性率	: 情報なし
溶解性	: 情報なし
n-オクタノール/水分配係数	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
密度及び/又は相対密度	: 1.560~1.760 (25°C)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性:

- ・ 情報なし

化学的安定性:

- ・ 標準的条件での反応性はない

危険有害反応可能性:

- ・ 情報なし

避けるべき条件:

- ・ 情報なし

混触危険物質:

- ・ 情報なし

危険有害な分解生成物:

- ・ このものは燃えないが塗膜が燃えた場合、CO等の有害ガスを発生。

その他の危険性情報:

- ・ 情報なし

11. 有害性情報

急性毒性:

二酸化チタン

LD50	(経口)	20000 mg/kg
LD50	(経皮)	10000 mg/kg
LC50	(粉塵)	6.82 mg/l

メタノール

LD50	(経口)	1400 mg/kg
LD50	(経皮)	15800 mg/kg
LC50	(蒸気)	22500 ppm

鉱油

LD50	(経口)	5000 mg/kg
------	------	------------

2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタジオールモノイソブチレート

LD50	(経口)	3200 mg/kg
LD50	(経皮)	15200 mg/kg
LC50	(粉塵)	5.33 mg/l

皮膚腐食性/刺激性:

情報なし

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:

二酸化チタン	区分2B
メタノール	区分2
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタジオール モノイソブチレート	区分2B

呼吸器感作性:

情報なし

皮膚感作性:

情報なし

変異原性(生殖細胞変異原性):

情報なし

発がん性:

情報なし

生殖毒性:

メタノール	区分1B
-------	------

特定標的臓器毒性(単回ばく露):

メタノール	区分1
	区分3

特定標的臓器毒性(反復ばく露):

メタノール	区分1
-------	-----

誤えん有害性:

情報なし

12. 環境影響情報

生態毒性:

情報なし

残留性/分解性:

情報なし  
生態蓄積性:  
情報なし  
土壤中の移動性:  
情報なし  
オゾン層への有害性:  
情報なし  
水生環境有害性 短期(急性):  
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタジオール 区分3  
モノイソブチレート  
水生環境有害性 長期(慢性):  
情報なし

### 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物:

- ・ 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・ 容器、機器装置等を洗浄した排水は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・ 廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。

#### 汚染容器および包装:

- ・ 環境に配慮し、空容器は内容を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・ 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をすること。

### 14. 輸送上の注意

- ・ 国連番号:-
- ・ 品名(国連輸送名):-
- ・ 国連分類:-
- ・ 容器等級:-
- ・ 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策  
取扱及び保管上の注意の項に従うこと。  
容器の漏れのないことを確め、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

#### 国内規則の規制情報

##### 陸上輸送:

- ・ 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

##### 海上輸送

- ・ 船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。

##### 航空輸送

- ・ 航空法の定めるところに従うこと。

#### 指針番号:-

### 15. 適用法令

#### 労働安全衛生法:

- ・ 57条の2通知対象物質

### 16. その他の情報

#### 引用文献:

- |                              |        |            |
|------------------------------|--------|------------|
| ・ SDS用物質データベース               | 一般社団法人 | 日本塗料工業会    |
| ・ SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物用(塗料用)〕 | 一般社団法人 | 日本塗料工業会    |
| ・ GHS対応ガイドライン                | 一般社団法人 | 日本塗料工業会    |
| ・ GHS危険有害性分類結果(NITE)公表データ    | 独立行政法人 | 製品評価技術基盤機構 |
| ・ 化学物質情報公表データ                | 独立行政法人 | 製品評価技術基盤機構 |
| ・ 国際化学物質安全カード(ICSC)          |        |            |
| ・ GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報       | 厚生労働省  | 職場のあんぜんサイト |

#### その他

- ・ このSDSは、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたの

で、通常の取扱いを対象としたものです。

- 記載内容は、現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は、必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。
- このSDSは、法令の改正、新しい知見により、予告なく改訂することがあります。
- このSDSは、国の規制を含む(社)日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- 危険有害成分の濃度(%)表示の幅記載は「以上～未満」をい示しています。
- PRTR該当物質については、1, 2種は1%以上、特定1種0.1%以上の場合に対象となります。
- PRTR2種については、国(事業所管轄大臣)への報告は不要です。
- 2項危険有害性の要約のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当します。